

第 5 5 号議案

亀岡市厚生会館条例を廃止する条例の制定について

亀岡市厚生会館条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市厚生会館条例を廃止する条例

亀岡市厚生会館条例（平成 1 7 年亀岡市条例第 3 5 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

亀岡市厚生会館条例を廃止する条例案要綱

- 1 亀岡市厚生会館を平成30年3月31日をもって廃止することに伴い、亀岡市厚生会館条例を廃止すること。
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行すること。